

改正

平成28年4月1日施行

令和2年6月21日

令和3年8月10日

いわき市中央卸売市場買出人登録実施要綱

(目的)

**第1** この要綱は、中央卸売市場（以下「市場」という。）に入場して仲卸業者から販売を受ける者（以下「買出人」という。）について必要な事項を定め、もって市場における秩序を維持し、円滑な取引の促進を図ることを目的とする。

(買出人の登録)

**第2** 買出人は、市長が行う登録を受けている者でなければならない。

(登録対象者)

**第3** 買出人の登録を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 売買参加者でない青果及び水産物の小売業者
- (2) 飲食店営業者
- (3) 青果及び水産物の加工業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(登録手続)

**第4** 買出人の登録を受けようとする者は、買出人登録届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市町村長の発行する身分証明書
- (3) 営業証明書
- (4) 魚介類販売業及び飲食店営業等の買出人については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する許可証の写し

(登録台帳)

**第5** 市長は、買出人の登録の届出があつた場合は、これを審査し、登録が適当と認められる場合は、

登録台帳に登載し、速やかにその旨を届出者に通知するとともに買出人章（第2号様式）を交付するものとする。

（買出人章及び帽子の着用）

**第6** 買出人が市場に入場するときは、買出人章を付けた帽子を必ず着用しなければならない。

（氏名変更等の届出）

**第7** 買出人が次の各号に該当するときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

- （1） 廃業したとき。
- （2） 氏名を変更したとき。
- （3） 住所又は商号等を変更したとき。

**附 則**

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

**附 則**（昭和55年7月1日）

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

**附 則**（昭和62年9月14日）

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和62年いわき市条例第36号）の施行の日から実施する。

**附 則**（平成17年5月1日）

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

**附 則**（平成28年4月1日施行）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則**（令和2年6月21日）

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

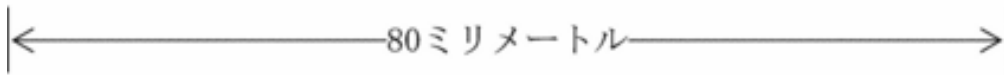
**附 則**（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。



第2号様式（第5、第6関係）

買 出 人 章



地	色	青果部	淡黄
		水産物部	淡青
市章及び文字の色		黒	